

## 【会議概要】

(議事) 令和7年度保健事業実績及び令和8年度保健事業計画について **資料1**

事務局 : **【組織の概要】**

「組織の概要」について御説明させていただきます。冊子「令和8年度保健事業概要」の2ページ目をお開きください。組織図となりますが、保健事業は市民部の健康管理課、福祉部の子育て支援課こども家庭センターで実施しております。令和6年度から児童福祉と母子保健の機能を一体化したこども家庭センターを子育て支援課内に設置したことで、健康管理課から母子保健事業が移管となり、虐待予防から子育てに困難を抱える家庭への包括的な支援体制を整えたことで、現在、部をまたいだ体制となっております。引き続き2課で連携を図りながら事業を進めてまいります。

また、各課の所掌事務につきましては、3ページ記載のとおりとなります。

続きまして4ページですが、健康管理課、子育て支援課こども家庭センターの予算内容となっております。こちらの表の中で大きく増減した主なものといたしましては、上の表の「2 予防費」の「01 予防接種事業」ですが、前年度と比べまして7,840万2千円の減額となっております。こちらにつきましては、主に予防接種委託料となりますが、65歳以上の方を対象としたB類疾病の新型コロナウイルス感染症や带状疱疹の予防接種について、令和6年度及び令和7年度の接種状況から接種者数が減少するとの見込みを立てたことが大きな要因となっております。なお、令和7年4月から定期接種となりました带状疱疹につきましては、国の方針では令和11年度までの5年間の経過措置として、その年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、そして100歳となる方を対象としておりますが、本市では65歳以上のすべての方を対象として費用助成を行っております。その結果、令和7年度の接種率は、目標の12.6%を上回る20.1%となりました。引き続き、接種体制の確保に努め、接種率の向上を図ってまいります。

簡単ではございますが、私からの説明は以上となります。各事業の説明につきましては、それぞれの担当より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局 : **【予防接種事業】**

予防接種事業につきまして、資料6ページから15ページについて説明させていただきます。

まず、資料6ページから10ページにつきましては、主にこどもを対象とした予防接種で、発症すると重症化したり、後遺症を残す病気を予防し、人から人への感染防止を図る目的で実施しております。接種費用は市が全額負担し、本市と契約した医療機関で接種する個別接種となります。接種率は、6ページから9ページまでの表1-1のとおりですが、この中で8ページの表の下「麻しん・風しん」についてですが、令和7年度の接種率は第1期で95.0%、第2期で90.3%でした。今年に入ってから「麻しん」、いわゆる「はしか」の報告数が全国で増加傾向にあります。長生管内では令和元年に1件の報告があった以降、現在のところ発生の報告はありませんが、はしかは空気感染し、手洗いや

マスクで防ぐのが難しいと言われており、発症や重症化予防には予防接種が有効であるとのことから、更なる接種率の向上に努めてまいります。

また、10 ページの一番下の黒点ですが、令和 8 年度から「RS ウイルス感染症」が予防接種法に位置付けられ、定期接種で初めて妊婦に接種することで生まれてくる新生児が免疫を獲得し、重症化を予防することを目的とした母子免疫ワクチンが導入されました。対象者である妊婦に予防接種の案内が直接できるのは母子健康手帳の交付時であることから子育て支援課こども家庭センターの協力を得ながら、里帰り出産した方の対応なども含め、対象者が希望したときに接種できる体制の確保に努めております。

次に、11 ページから 13 ページにつきましては、主に 65 歳以上の方を対象とした予防接種で、個人の発病またはその重症化を防止し、その積み重ねとしての間接的な集団予防を図る目的で実施しております。接種費用は先ほどのこどもの予防接種とは違い、市が接種費用の一部を助成するもので、接種希望者は自己負担が生じます。実施方法は、本市と契約した医療機関で接種する個別接種となります。ワクチンごとの接種率は、資料 11 ページから 12 ページの表 2-2 のとおりですが、この中で 11 ページの表の一番下「新型コロナウイルス感染症」については、令和 7 年度の接種率は 14.2%で、前年度から半減した結果となりました。対象者には予診票を通知し、周知に努めてまいりましたが、大きな流行もなく、警戒心が薄れたことが影響していると思われます。

次に、14 ページから 15 ページにつきましては、予防接種法に基づかない予防接種について費用助成を行っているものです。この中で、15 ページの令和 8 年度新規事業についての記載ですが、中学 3 年生を対象としたインフルエンザ予防接種費用の一部助成事業を 10 月から実施する予定で準備を進めております。対象者には個別通知を行い、希望者が確実に接種できる体制の確保に努めてまいります。

予防接種は、ここ最近では「带状疱疹」や「RS ウイルス感染症」など予防可能な病気の範囲が広がったこともありますので、接種希望者が混乱しないように引き続き個別通知を行うなど、適切な情報提供に努め、接種率の向上に取り組んでまいります。予防接種事業の説明は、以上となります。

事務局 : **【健康診査事業】**

17 ページの特定健康診査から 32 ページの骨粗しょう症予防検診までを説明させていただきます。

17 ページの「特定健康診査」から 25 ページの「もばら健幸相談」までは、健診受診からセルフケア（自己管理）や療養方法の指導に至るまでの流れとなっております。まず、17 ページの「特定健康診査」は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、メタボリックシンドロームに着目し、特定保健指導を必要とする方を的確に抽出するために実施しております。公共施設で行う集団健診と契約医療機関で行う個別健診の 2 種類の受診方法を用意することで、受診機会の確保に努めております。また、受診率向上のため、集団健診の予約当日未受診であった方へ電話勧奨することにより、その後の受診に繋げるよう努めております。

次に、18 ページの「特定保健指導」につきましては、特定健康診査の結果から生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、対象者一人一人の身体状況に合わせ、生活習慣を見直すためのサポートを実施いたしました。委託業者が変更となったことに伴いまして、オンライン中心の面談方式に特化したところ、受診率が前年度より低下したということから、次年度に向けましては、初回面談は原則対面での実施とするなど、参加しやすい環境の整備に努めてまいります。

次に、22 ページから 24 ページの「糖尿病性腎症重症化予防事業」につきましては、糖尿病性腎症の発症・重症化のリスクを有した糖尿病未治療者に対し、受診勧奨と併せて適切な保健指導を行うことで、糖尿病性腎症の重症化を予防し、ひいては人工透析への移行を阻止することを目的としております。本事業を通じて治療につながる方も一定数存在することから、今後も引き続き、茂原市長生郡医師会様の御協力のもと、市民の健康増進と医療費の適正化に努めてまいりたいと思っております。

次に、27 ページの「がん検診」から 32 ページの「骨粗しょう症予防検診」までを御説明いたします。今日では、医療の目覚ましい進歩により、早期発見・早期治療をすることで、がんは救命可能な病気となっております。がんに罹ることを防ぐ一次予防と、がんで亡くなることを防ぐ二次予防の実施により、早期に適切な指導及び治療に結び付けることが大変重要であり、これらを併せて実施することで、より効果を高めるよう努めているところでございます。

27 ページから 28 ページの「がん検診」につきましては、市民の死亡率減少を目的とした対策型がん検診として、肺がん、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの 5 大がんの検診を実施いたしました。受診率向上に向け実施している具体的な取り組みにつきましては、検診に関するチラシの自治会を通した毎戸配布、前年度受診者への通知、新規 40 歳の方や直近転入者、検診関心層にターゲットを絞った個別勧奨、QR コードによる申込みフォームの活用、子宮頸がん検診と乳がん検診の無料クーポン券の配布、さらに複数の検診の同時受診を実施し、受診率の向上と検診の効率化を図っております。

最後に、32 ページから 33 ページの「骨粗しょう症予防検診」につきましては、前年度に個別勧奨の対象を 20 歳の女性全員に行ったところ、若年層の検診の申し込みには繋がりにくく、受診者数が減少したことから、令和 7 年度は、対象者を 40、45、50、55 歳で、5 年以内に乳がん・子宮頸がん検診を受診した女性に変更したところ、受診者数が大幅に増加したところでございます。

今後も、効果的な個別勧奨の実施や同日受診の継続実施など、検診内容の充実や利便性の向上を図りながら、多くの方々に受診していただけるよう最大限の努力をしてまいりたいと考えております。健康診査事業の説明は、以上となります。

事務局 : **【健康づくり推進事業①】**

健康づくり推進事業につきまして、御説明申し上げます。資料が 35 ページから 48 ページとなります。健康づくり推進事業は、令和 7 年 3 月に改定いたしました健康もばら 21（第 2 次）に則り、生活習慣病予防や運動・食生活等市民の健康保持、増進を図ること

を目的とした事業です。本日は、この中で主な 3 つのトピックにつきまして、御説明申し上げます。

1 つ目が、資料 38 ページと 39 ページの「自殺対策強化事業」です。この事業は、自殺対策基本法に基づき実施しております。社会情勢の影響から、中年男性をはじめとした自殺者数が急増し、平成 10 年に 3 万人を超えたことから、政府が各自治体に対策強化を求めました。その結果、令和元年には 2 万人を切るまでとなりましたが、最近の傾向では、小中高校生の自殺者数の増加が課題となっております。本市の自殺者数は 38 ページ下の表 3-2 にありますが、過去 5 年間の平均では年間 15 人で、自殺死亡率で見ると減少してきたものの国・県より若干高い状況です。自殺者の傾向としては、中年男性が多く、小中高校生はほぼありませんが、社会情勢の影響から生活困窮に至り、健康状態が悪化する方や、その家庭にある子どもの心身の健康にも影響がある状況が見えることから、市民の方々が悩みや困りごとを相談できる体制の構築は大変重要になってまいります。

次に、表 3-1 の自殺対策強化事業一覧を御覧ください。本市で実施している臨床心理士による「こころの健康相談」事業は、様々な世代に対する相談場所のひとつとして、年々利用者数が増加しており、特に 40 歳未満の若年層の相談数が前年比で 10 件増えております。また、市の職員や住民の自殺予防対策として、毎年「ゲートキーパー養成講座」を実施しております。昨年度は、ボランティア団体からの依頼も受けております。今後も自殺予防の啓発とともに相談体制の更なる整備をしてまいります。

2 つ目として、資料 42 ページと 43 ページの「健康教育・衛生教育・職員出前講座」になります。専門職職員の講師派遣依頼数はコロナ禍以前を超えて、参加人数も増加し、また、昨年は職域への健康教育の機会もありました。例年より多くの市民の皆様に健康に関する情報を届けることができました。これに加え、健康週間や健康に関する記念日等に併せて、市役所ロビーや図書館等での展示や SNS 等を利用した健康情報の提供も行いました。

各事業のページにも記載がありますが、禁煙対策、糖尿病予防、自殺予防、そして慢性閉塞性肺疾患や慢性腎臓病の啓発、さらには女性の健康に関する情報につきまして、工夫を凝らした展示や情報提供を行うことができました。市民の健康度アップのためにも、健康に関する情報提供を充実させ、また、身近に利用できる健康相談の場を通じて、市民の皆様がより健康行動に移るきっかけを多くつくっていきたいと考えております。

事務局：【健康づくり推進事業②】

トピックの 3 つ目として、資料 47 ページの「健康生活推進員会活動」について御説明いたします。

令和 7 年度は、3 年任期の最終年度として、本市の健康課題である糖尿病予防のための運動研修や糖尿病予防講演会等を実施しました。また、普及活動として、千葉県産アジを活用した料理教室を開催し、栄養バランスのとれた食事の実践と地産地消の推進に取り組んだほか、昨年度に引き続き、ノルディックポールを使用したウォーキング教室を開催し、安全かつ効果的な運動習慣の普及に取り組みしました。さらに、糖尿病予防講演会は

研修会を兼ねて開催し、推進員自身の学習機会とするとともに、市民に対して糖尿病予防に関する知識の普及と健康意識の向上を図りました。

令和 8 年度は市独自の事業として、健康づくり料理教室や運動教室、相談及び啓発、児童を対象とした食育教室、包括連携協定事業所等との連携事業など、実施してまいります。健康づくり推進事業の説明は、以上となります。

事務局 : **【歯科健診事業】**

歯科健診事業について御説明いたします。80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保とうという「8020 運動」推進のため、妊娠期から高齢期までライフステージに合わせた歯科健診、歯科健康教育等を実施しております。

資料 61 ページ「妊婦歯科健康診査」につきましては、茂原市長生郡歯科医師会様に委託をしまして、指定医療機関にて個別歯科健診を実施しております。昨年度の受診率は、令和 6 年度より増加をしております。

資料 68 ページから 76 ページの乳児期から幼児期までの相談事業、健診事業では、むし歯予防のためのフッ化物応用を推進しております。幼児歯科健診では希望者にフッ化物歯面塗布を実施しており、むし歯罹患率は年々減少傾向にあります。

次に、資料 50 ページから 52 ページの幼稚園・保育所・小中学校の巡回歯科指導では、対象年齢に合わせた歯科疾患の予防に関する知識の普及を行っております。幼稚園・保育所のむし歯罹患率は年々減少傾向にあり、また、12 歳の一人平均むし歯数は前年度より減少し、千葉県歯・口腔保健計画の目標値を達成しております。

資料 53 ページの「フッ化物洗口事業」では、学校によって実施回数に乖離があることが課題であったため、歯科医師会から医学的見地で助言をいただきまして、教育委員会より各学校長宛に目標実施回数を提示した文書を送付していただきました。

資料 54 ページ「歯周病検診」につきましては、対象者に 20 歳、30 歳の若年層を加え、また、65 歳以上には口腔機能チェックを実施しまして、オーラルフレイル予防の啓発を行いました。今年度は茂原市長生郡歯科医師会様に委託をしまして、指定医療機関において個別検診を実施する体制となりました。

資料 55 ページ「在宅寝たきり者等歯科保健事業」につきましては、65 歳以上の寝たきり等で外出が困難な市民の方を対象として訪問歯科健診や歯科指導を実施しております。利用者は年々減少傾向にございますが、今年度もセーフティネットとして継続して実施してまいります。

また、継続しまして「モーバとラッシーのハッピータイム」という動画配信を PR し、また、そのキャラクターを使った歯みがきカレンダーなどの媒体を活用しながら、各歯科健診事業に取り組むとともに、滞りなく事業を遂行するために各関係機関と連携を図ってまいります。歯科健診事業については、以上となります。

事務局 : **【母子保健事業】**

資料の 56 ページから 81 ページの母子保健事業について御説明いたします。令和 6 年度よりこども家庭センターを設置し、今年で 3 年目となります。妊娠期から子育て期ま

での切れ目のない支援を強化しております。今回は主な事業の 4 事業について御説明いたします。

はじめに、57 ページの妊娠届出の状況です。表 1-3 の外国語版母子健康手帳の交付数は 11 件で、近年、ネパール語やベトナム語版が多い傾向にあり、夫婦共に日本語でコミュニケーションが成立しない、LINE 等の SNS を利用していない、支援者がいない、産院が未決定等、複数の課題を抱えていることが多く、通訳アプリ等を駆使しながら支援しております。また、妊娠届出数は、表 1-4 の合計欄のとおり 345 人と前年度より 23 人減少しておりますが、保健センターで保健師または助産師が全数面接し、出産や産後の見通しがつくように「出産応援プラン」「子育て期応援プラン」をお渡ししています。

次に表 1-5 に示したハイリスク妊婦数ですが、若年、経済的困窮、精神障害合併妊娠、虐待の既往がある等、複数の要因を併せ持ち、特に支援を要する妊婦としており、経年的に見て全体の 3 割程度で推移しております。令和 7 年度は 95 人で、表 1-6 の特定妊婦は 9 人となっております。特定妊婦については、随時、児童福祉担当職員とも情報共有し、サポートプランを作成したうえで産院と連携を図りながら支援をしております。また、地区担当保健師はハイリスク妊婦や特定妊婦に対し、妊娠期から伴走型支援として同行受診や主任児童委員と一緒に家庭訪問を実施し、地域での見守り体制を構築したり、個人が抱える課題に応じた支援機関、例えば保育所や療育機関、こどものひなた等に繋ぐなどの支援をきめ細かく行っております。

次に 59 ページの「ママ・パパ教室」ですが、近隣の産院で実施をしていない所もあることから、沐浴実習や妊婦体験等の体験型を多く取り入れ、先輩ママとパパのアドバイスの展示コーナーを設けるなど、夫婦で協力して子育てをするイメージが持てる内容となっております。3 回目については、先輩パパと「パパを楽しもう」をテーマに交流をし、父親支援に力を入れ、夫婦で子育てが楽しめるように支援いたしました。表 2-2 の参加者数ですが、希望者が多いことから年々定員枠を増やしており、参加者数が増加しております。夫の参加率も 9 割を超え、年々増加傾向にあります。日程が合わない、集団が苦手という方には、助産師相談や妊娠後期面談で個別に対応しており、こちらも増加傾向にあります。

次に 62 ページの「産前産後サポート事業」につきましては、令和 6 年度まで保健センターで開催していた「ままのわ」を見直し、「モバリんきっずセミナー」と名称を変更して、離乳食編・卒乳編・災害編・小児救急編として実施しております。名称を変更したことや父親の育休取得率も高まっていることで夫婦での参加も多く、孤立化予防として交流できるように工夫したことで満足度の高いセミナーとなっております。災害編と小児救急編では、オンデマンド配信も行っております。また、出生数が減る中、助産師相談や計測を含む育児相談は昨年度より増加傾向で、飛び込みの相談も見受けられ、身近な相談窓口として機能していることが伺えます。

続きまして、80 ページを御覧ください。「妊婦支援給付金事業（旧：出産・子育て応援給付金事業）」ですが、児童福祉法等の改正により令和 7 年度より伴走型相談支援は「妊婦等包括相談支援事業」へ、出産・子育て応援給付金は「妊婦支援給付金」に事業が

移行いたしました。すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援に繋ぐ妊婦等包括相談支援事業と出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用者負担軽減を図る妊婦支援給付金による経済的支援を一体的に行うこととしており、妊婦支援給付金の給付率は100%を超える状況となっております。対象者についても、流産・死産した方も支援対象となったことから、更なる支援の充実に努めております。

以上で説明を終わりますが、今年度から妊娠期から就学前までの切れ目のない支援を拡充するため、5歳児健診を開始いたしました。今後もより身近に相談できる場として機能するように、各種母子保健事業を通じて切れ目のない支援と児童福祉と連携した包括的支援に努めてまいります。母子保健事業の説明は、以上となります。

委員：最後のところで、今年度より5歳児健診が始まるということですが、その概要について少しお話を聞けたらと思います。よろしくお願いいたします。

事務局：茂原市で実施する5歳児健診に関しましては、2段階の方式を採用させていただきました。5歳児健診の対象月齢は年中児とさせていただき、対象となる保護者には1段階目として問診票とSDQアンケート(子どもの強さと困難さアンケート)を事前に配布させていただきます。その結果をもとに、家庭や所属園でSDQによるスクリーニングを行い、お困り感がある保護者を2段階目として呼び出しして、集団健診を実施いたします。5歳児健診にお呼び出した後は、集団遊びを実施してお子さんの状況を確認するとともに、小児科の先生方に御協力をいただきまして、先生の診察を行います。その後、必要がある方には、心理士の発達相談等に繋げて、その後のフォローを実施いたします。

現在、集団健診の実施はまだ1回だけで、その結果が出ていない状況でもありますので、次年度に詳しく御報告ができたらと思っております。

委員：ありがとうございます。5歳児健診は昔から歯科医師会でもすごく関心があるテーマで、私も患者さんを見ていて、就学前健診まではやはり期間が空いてしまうので、就学前健診から歯科医院に来てもらって、例えば口腔機能不全とか、舌小帯の短縮症とかで構音障害があったりとかして、そこから訓練・治療しても、まず間に合わないですね1年生までに。今は昔と違って六歳臼歯とかも、いわゆる第一大臼歯も6歳以降で生えているのが多かったのですけれども、今は5歳位から生えている子も多く、小さい頃から虫歯が多い子も少数ですけれども多い子はものすごく多いので、是非とも5歳児健診に歯科も入れてもらって、口腔機能の発達に対してもケアしていただけたらと思います。我孫子市とか他の地域でも、結構歯科に関しても導入されているので、協力は惜しまないので、是非とも検討していただけたらと思います。以上です。

事務局：ありがとうございます。今は、未就園のお子さんに関しては、歯科衛生士さんに入っただいてお口の中は確認をしていただくことを実施しております。また、引き続き検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員：質問ではないのですが、15ページに令和8年度の新規事業ということで、中学3年生が万全の状態で、また、安心して受験ができるようにということで、インフルエンザの

予防接種費用の補助について新規に予算を確保していただきまして、ありがとうございます。9月に茂原市の校長研修会というのがありますので、私の方からも各校長に伝えたいと思います。御配慮いただきありがとうございます。

#### (報告) 茂原市新型インフルエンザ等対策行動計画（令和8年5月改定）について

事務局： 「茂原市新型インフルエンザ等対策行動計画」についてご説明させていただきます。資料は、事前に郵送いたしましたA4両面印刷の「茂原市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要」と表紙に「茂原市新型インフルエンザ等対策行動計画（令和8年5月改定）」とある冊子の2つになりますが、行動計画改定の概要を使って説明させていただきます。

まず、本行動計画の改定にあたりましては、令和8年1月21日の本協議会で改定案について委員の皆様から御意見をいただきました。その後、修正を加えた改定案を千葉県に提出し、県の事前審査の結果を踏まえて、改定した内容となっております。本行動計画は、市議会議員の皆様にも配布し、市公式ウェブサイトでも公表しております。

それでは、行動計画改定の概要を御覧ください。始めに「計画の趣旨」となりますが、本行動計画は平成24年の新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、政府行動計画と県の行動計画を受けて、平成26年に策定いたしました。基本的な考え方は、①として「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。」、②として「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最少となるようにする。」となります。その後、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、国が令和6年7月に政府行動計画を改定、県が令和7年3月に県の行動計画を改定したことに伴い、この度、本市においても国・県と整合性を図りながら行動計画を改定したものになります。なお、改定にあたりましては、国の手引書や県の指示に基づき、本行動計画の趣旨である2つの基本的な考え方、先ほどの①と②を引き継ぎ、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るなど、有事に必要な対策を講じるための方針を示した内容となっております。

次に「改定の主なポイント」ですが、計画の内容自体は今までの計画と大きく変わっておりませんが、表に記載のとおり対策項目のうち、現行の「④予防接種」を改定後は「④ワクチン」、「⑤保健」、「⑥物資」に細分化いたしました。特に④ワクチンの部分はコロナ過での対応を踏まえ、住民接種については今までの計画と比べて充実した内容となっております。

裏面を御覧ください。上から2つ目の黒点ですが、「平時の準備の充実」として、「市民が感染症や感染対策に対する理解や協力を得るための情報提供」や「平時から予防接種に必要な資材の確保方法の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるように準備すること」などを記載いたしました。

最後に、「計画の期間」ですが、政府行動計画は、概ね6年ごとに改定について必要な検討を行うとされており、それに伴い県の行動計画の見直しが行われた場合には、本市の行動計画もこれに沿って対応してまいります。

今後は本行動計画を基に、新型インフルエンザ等が発生した場合には感染拡大防止など必要な対策を講じていくこととなりますが、本行動計画は市の役割分担等を明確にしたものであり、具体的な対応策までは記載していないことから、今後は必要に応じてマニュアル等を作成するなど、平時から緊急事態に備えた体制づくりに努めてまいりたいと考えております。説明は、以上となります。